

平成 26 年 6 月 13 日

各認可保育所 管理者 様

大阪市こども青少年局 保育施策部  
こども子育て支援制度構築担当課長

## 新制度施行後の事業種別等に関する意向調査について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げますとともに、日頃より本市保育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、認可保育所は平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行後の事業種別として複数の選択肢があります。

新制度の具体的な内容等が未確定ですが、本市としましては、今後の「子ども・子育て支援事業計画」や予算案の策定等の参考とするため、新制度施行後の事業種別等について、各施設の現時点のご意向を調査させていただく必要があると考えております。

各施設におかれましては、ご多忙のところ、また新制度の詳細が未確定な中、誠に恐縮ですが、本日の説明会の内容等も参考に、次によりご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本市で集計した調査結果の数値等は、資料として公表・活用することが想定されますので、あらかじめ申し添えます。

## 記

1. 調査票 別紙のとおり（意向調査回答参考資料もご参照ください。）
2. 回答方法 別紙「回答用紙」によりファックス又はメールで回答してください。  
（FAXで回答される場合） FAX番号：06-6202-9050  
（メールで回答の場合）  
回答用紙のメール送信を希望される場合、件名に「保育所調査票送付希望」と記載のうえ、次のアドレスに空メールを送信してください。回答用ファイルを送信します。  
（e-mail：shinseido-toiwase@city.osaka.lg.jp）  
調査への回答の単位は施設ごとです。
3. 回答期限 平成 26 年 7 月 11 日(金)（集計等の都合上、回答期限の厳守をお願いします。）
4. 回答送付先・お問い合わせ先

大阪市こども青少年局 保育施策部 保育企画課  
こども子育て支援制度構築グループ 担当：宮・松井  
tel：06-6208-8342 fax：06-6202-9050  
e-mail：shinseido-toiwase@city.osaka.lg.jp

# 新制度意向調査回答用紙 (認可保育所用)

## (意向調査について)

今回の調査は、あくまで「意向調査」ですので、回答していただいた意向の変更は可能です。  
今回の調査事項・内容は、基本的に大阪府作成の「意向調査質問票」と同様です。  
現行の保育所は、新制度施行に際して、施設設置者から市町村への別段の申し出がなければ、自動的に新制度の保育所になります。(「みなし確認」といいます。)  
新制度施行時(平成27年4月1日予定)に認定こども園への移行を希望される場合は、のみなし確認を受けない申出とともに、幼保連携型認定こども園は本市の新規認可・確認、幼稚園型認定こども園は大阪府のこども園認定を受ける必要があります。  
、 に関して、本市から別途事務連絡等を行う予定です。

## 回答 送付先

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課  
こども子育て支援制度構築グループ

FAX 06 - 6202 - 9050

メールアドレス shinseido-toiawase@city.osaka.lg.jp

## 回答者情報

		回答記入日	平成	年	月	日
施設名						
法人名						
施設所在地						
現行の事業種別	認可保育所					
事業開始日						
連絡先	(氏名) (役職名等) (電話番号) (FAX番号) (メールアドレス)					

1. 貴施設の現在までの利用状況について、おうかがいします。

問1 過去2年間の児童の居住市町村別・年齢別入所児童数（各年4月1日現在）について、次の表に記入してください。

(単位：人)

園児の居住市町村	年齢	25年度	26年度
大阪市	0歳		
	1歳		
	2歳		
	3歳		
	4歳		
	5歳		
	計	0	0
	0歳		
	1歳		
	2歳		
	3歳		
	4歳		
	5歳		
	計	0	0
	0歳		
	1歳		
	2歳		
	3歳		
	4歳		
	5歳		
	計	0	0
合計	0歳		
	1歳		
	2歳		
	3歳		
	4歳		
	5歳		
	計	0	0

行が足りない場合は適宜行を追加してください。  
 同じ様式で別用紙を添付していただいても結構です。

2. 貴施設の平成27年度(新制度施行1年目)の予定について、おうかがいします。

子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)施行後の事業種別について、現時点での貴施設における平成27年度(新制度施行1年目)の対応方針について、おうかがいします。

なお、新制度において、私立保育所が選択できる選択肢としては、「1 幼保連携型認定こども園に移行する」、「2 保育所型認定こども園に移行する」、「3 保育所のまま継続(新制度に移行)」の3つの選択肢があります。

問2 平成27年度(新制度施行1年目)にはどの事業種別を予定していますか。次の選択肢から当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。

- 1 平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行する
- 2 平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行する方向で検討中
- 3 平成27年度から保育所型認定こども園に移行する
- 4 平成27年度から保育所型認定こども園に移行する方向で検討中
- 5 平成27年度は保育所のまま継続する
- 6 平成27年度は保育所のまま継続する方向で検討中
- 7 どの選択をするのか検討中である

} 1～4を選択された方は  
問4へ  
} 5・6を選択された方は  
問3へ  
→ 7を選択された方は問4へ

3. 貴施設の平成28年度(新制度施行2年目)以降の予定について、おうかがいします。

問3 問2で「5」「6」の「保育所のまま継続する」を選択された方におうかがいします。平成28年度以降において、認定こども園への移行を予定していますか。当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。「2」を選択された方は、「具体的な移行時期」及び「認定こども園の類型」についても、当てはまるもの1つだけ枠内に数字を記入してください。

→ 問4へ

- 1 保育所のままの方向で検討中である
- 2 認定こども園に移行する方向で検討中である

具体的な移行時期  ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降

認定こども園の類型  ア 幼保連携型認定こども園 イ 保育所型認定こども園 ウ 検討中

- 3 検討中である

4. 平成27年度当初の園児数の見込みについて、おうかがいします。

問4 現在、市町村において新制度が施行される平成27年度からの事業計画の策定に取り組んでいます。その事業計画の策定に当たって、施設ごとに受け入れることができる児童定員を把握する必要があります。そこで、現在想定されている児童の居住市町村別・認定区分(年齢)別の27年度当初(28年度以降に認定こども園に移行する場合はその移行したときについてもあわせて)の定員数の見込みについて、できる限り、次の表に記入してください。

- 1号: 3歳以上の教育のみの子ども
- 2号: 3歳以上で保育の必要な子ども
- 3号: 3歳未満で保育の必要な子ども

利用定員: 新制度で、施設型給付を受けるためには、確認というものを市町村から受ける必要があります、この確認を受けるためには、認可定員の範囲内で利用定員というものを設定する必要があります。

27年度当初から認定こども園に移行される場合や、27年度から5年間については認定こども園に移行されない意向の場合は、「28年度以降に認定こども園に移行したとき」欄の記入は不要です。

1号の利用定員について、幼保連携型認定こども園に移行する場合で、1号を設定する場合は記入してください。保育所型認定こども園に移行する場合は、1号の利用定員の設定は必須ですので、必ず記入してください。保育所のままの場合は1号の利用定員の記入は不要です。

(単位：人)

児童の居住市町村	認定区分(年齢)	27年度当初	28年度以降に認定こども園に移行したとき
大阪市	1号(3歳)		
	1号(4歳)		
	1号(5歳)		
	2号(3歳)		
	2号(4歳)		
	2号(5歳)		
	3号(0歳)		
	3号(1歳)		
	3号(2歳)		
	計		0
	1号(3歳)		
	1号(4歳)		
	1号(5歳)		
	2号(3歳)		
	2号(4歳)		
	2号(5歳)		
	3号(0歳)		
	3号(1歳)		
	3号(2歳)		
	計		0
	1号(3歳)		
	1号(4歳)		
	1号(5歳)		
	2号(3歳)		
	2号(4歳)		
	2号(5歳)		
	3号(0歳)		
	3号(1歳)		
	3号(2歳)		
	計		0
合計	1号(3歳)		
	1号(4歳)		
	1号(5歳)		
	2号(3歳)		
	2号(4歳)		
	2号(5歳)		
	3号(0歳)		
	3号(1歳)		
	3号(2歳)		
	計		0

行が足りない場合は適宜行を追加してください。  
同じ様式で別用紙を添付していただいても結構です。

以上で終了です。ありがとうございました。